

障害者自立支援給付費負担金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 1472万円
(前年度 5件 4599万円)

1 負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費等の自立支援給付費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援(以下「居宅介護等5サービス」)を受けた障害者等の人数に応じて算定した額に、居宅介護等5サービスに係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の人数(以下「支給決定者数」)に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の割合(以下「重度率」)及び支給決定者数に応じた割合(以下「重度率等に応じた割合」)を乗ずるなどして算定した額を基準額とする。
- ② ①で算定した基準額と自立支援給付費の支給に要した費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ③ ②により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

そして、重度率等に応じた割合は、当該市町村の重度率が5/100以上で、かつ、負担金の交付対象年度の前年度の財政力指数^(注)が1未満の場合は105/100から200/100までの間とすることとなっており、前年度の財政力指数が1以上の場合は一律に105/100とすることとなっている。

(注) 財政力指数 地方交付税法第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

2 検査の結果

茨城県つくば市において、基準額の算定に当たり、同市の重度率は5/100以上であり、かつ、平成29年度の財政力指数が1以上であることから、重度率等に応じた割合を105/100とすべきところを、誤って28年度の財政力指数(1未満)に基づいて重度率等に応じた割合を120/100としていた。この結果、国庫負担対象事業費21億9168万円(国庫負担金交付額10億9584万円)のうち、2945万円が過大に算定されており、これに係る負担金1472万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘要
茨城県	つくば市	平成 30	円 21億9168万	円 10億9584万	円 2945万	円 1472万	基準額を過大に算定 していたもの